

農林水産政策改革の検討結果等について

- 1 水産政策改革 …P 1
(今臨時国会に関連法案を提出済)
- 2 農地中間管理機構法施行後 5 年見直し …P 2
(具体的な改革案を決定、次期通常国会に関連法案を提出予定)
- 3 森林・林業政策改革の更なる推進 …P 3
(具体的な改革案を決定、次期通常国会に関連法案を提出予定)
- 4 先端技術の現場実装の推進 …P 4
〔農業現場での実装を進めるためのプログラムを来年夏までに決定
ドローンの農業利用の拡大の取組方策を決定〕
- 5 農林水産業の輸出力の強化 …P 7
(農林水産物・食品プロジェクト (GFP) の取組を報告)

1 水産政策改革

～漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要～

趣旨

漁業は、国民に対して水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

改正の概要

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。

【漁獲可能量（TAC）の決定】

・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）密漁対策のための罰則強化

II 水産業協同組合法の改正

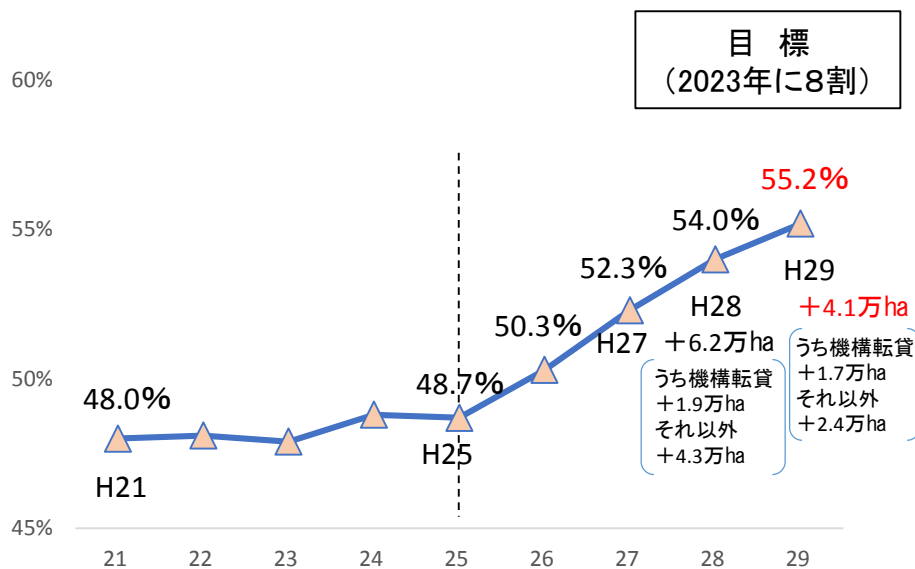
水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

2 農地中間管理機構法施行後5年見直しについて

- 農地バンク事業は、農地の分散状態を解消し、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして、平成26年に創設。
- 来年施行後5年を迎え、法律上の事業の在り方等について見直しを行う必要。
- 事業開始以降、担い手の利用面積は再び上昇に転じており、また、農地バンクを活用して地域の話合いにより農地の分散状態を解消した事例が出てきている。
- 一方で、2023年に担い手の利用面積のシェア8割という目標達成のためには、更に集積・集約化の加速化を図る必要。
- また、農地所有適格法人の役員の常時従事要件の緩和等について、現場実態を踏まえた見直しを行う必要。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
(機構以外によるものを含む)



対応方針

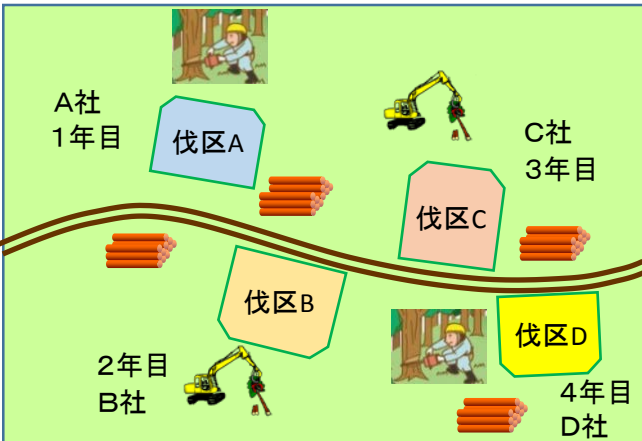
- ① 農地の集積・集約化の前提となる地域内での話合いを再活性化するため、農業委員会を活用しつつ人・農地プランを実質化
 - ② 農地バンク事業の手続の簡素化をはじめその仕組みの改善
 - ③ 農地集積・集約化を支援する体制を農地バンク事業に統合一体化
 - ④ 担い手の広域化に対応した都道府県等による認定制度の創設
- 等について総合的に見直し。

➡ 関連法案を次期通常国会に提出予定。

3 森林・林業政策改革の更なる推進 ～国有林における木材の長期・安定的な供給～

- 戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため、民有林において、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システム（来年4月施行）を導入。
- これを円滑に推進するためには、担い手の中核となる意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）の育成が重要。
- このため、国有林野の一定の区域で、公益的機能を確保しつつ、意欲と能力のある林業経営者が、長期・安定的に立木の伐採を行うことができる仕組みを検討。（次期通常国会に関連法案を提出予定）

① 現行の伐採等



毎年個別に場所、時期、量を特定し、
入札により事業者を決定

対応方針

② 新たなスキーム



一定の区域で、意欲と能力のある林業
経営者が立木を長期・安定的に伐採

意欲と能力のある林業経営者の育成

将来の見通しを持った
事業展開
（機械投資・人材育成等）

川中川下事業者と連携した
新たな木材の需要拡大
（CLT等、国産2X4、非住宅等）

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

- 一定の区域で一定の期間内(10年間を基本とし、上限は50年間)、事業者が立木を伐採できる権利を創設。
- 森林経営管理法に定める意欲と能力のある林業経営者及び同等の者であり、かつ木材の需要拡大を行う川中・川下事業者と連携する者を対象に本権利を設定。また、共同での権利設定を可能とし、地域での各事業者の水平連携を促進。
- 具体的な施業の計画を作成し、国が認めた場合に伐採できる仕組みとするとともに、伐採と再生林を一貫して行わせること等により、公益的機能を確保。
- 川上・川中と新たな木材需要を開拓する川下の中小事業者への資金供給を円滑化（融資制度の拡充等）。

→ 関連法案を次期通常国会に提出予定。

4 先端技術の現場実装の推進 ～世界トップレベルの「スマート農業」の実現に向けて～

スマート農業とは、**ロボット技術、AI、ICT等の活用により超省力・高品質生産を可能にする農業**

スマート農業の例

- ・自動運転システム+高精度GPS → 省力化、無人化により**労働力不足を解消**
- ・センシング技術+ビッグデータ+IoT+AI → 精密農業の実現により**収量・品質を向上**
- ・ロボット技術 → 重労働や危険作業からの解放により**労働環境を改善**

⇒**我が国は、スマート農業に活用できる要素技術の特許出願件数が世界トップクラス**

農薬散布用ドローン
((株) ローソンファーム新潟 (新潟県))



- ・1haあたり10分で散布可能 (従来作業では1haあたり1時間)
- ・大手農機メーカー等から販売中

自動運転田植機
(農研機構実証ほ場 (埼玉県))



- ・熟練者並の速度と精度で作業が可能
- ・2019年度以降実用化

自動収穫ロボット
((株) 浅井農園 (三重県))



- ・AIによる画像認識により、収穫適期の果実を自動収穫
- ・大手メーカー等が開発中

これらの技術を早急に実用化・商品化し、農業者による実装を強力に推進

2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践

「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日)

スマート農業「農業新技術の現場実装推進プログラム」（仮称）の策定について

目標 2025年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践
（未来投資戦略2018）

目標の達成に向けて、必要な取組やその進め方等を定めた「農業新技術の現場実装推進プログラム」（仮称）を策定

プログラムの構成（案）

① 農業経営の将来像

- ・ 新技術の実装によって実現を目指す農業経営の将来像を明確化

（例）〇〇技術を導入した稲作経営の将来像

	単収	労働時間
（現在）	550kg/10a	25h/10a
	↓	↓
〔新技術実装後〕	〇〇kg/10a	〇〇h/10a

② 各技術毎のロードマップ

- ・ 各技術の開発、実証、普及をどう進めていくのかのロードマップを作成

（例）記載される技術



○自動運転トラクタ



○農業用ドローン



○自動収穫ロボット

③ 技術実装の推進方策

- ・ 技術実装を促進するデータ連携の仕組みや経営者教育等の取組を強化する方策

（例）方策の例

- ・ 農業データ連携基盤への参加企業の拡大
- ・ 新技術実装の主体となる経営体の育成
- ・ 農業高校等でのスマート農業教育
- ・ 規制・制度面における環境の整備
- ・ 現場実装のためのマッチングの推進等

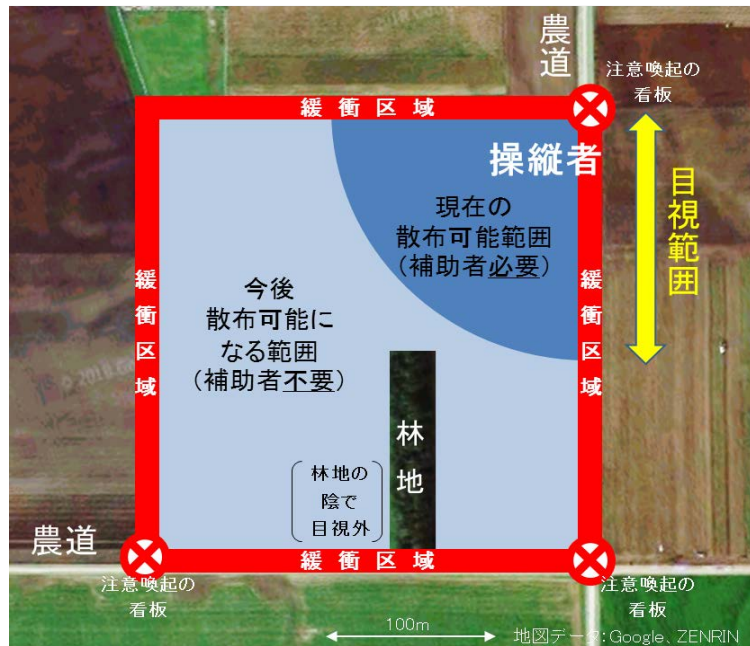
➡ 2019年夏までに「プログラム」を決定。

ドローンの農業利用の拡大に向けた取組

- 農業用ドローンの利活用拡大に向け、規制の見直しを行うとともに、総合的な推進体制を整備

補助者の配置規制の緩和

- 飛行区域(農地)周辺に緩衝区域を設置することで、日中・夜間にかかわらず、目視外も含め、農薬や種子、肥料等の散布の際の補助者を不要に。(現在は、操縦者に加え、補助者の設置が原則必要。)



2人がかりの作業が、1人でできるようになるわ。

適期の限られる作業を夜もできれば、規模拡大のボトルネックをなくせるぞ。



ドローン用農薬数の拡大

- 農薬登録試験を簡略化し、高濃度・少量での散布が可能なドローン用農薬数の拡大を促進。

(参考)

ドローン用農薬	稲	397剤
	野菜類	47剤
	果樹類	18剤
総農薬数		4,285剤

H30.10末現在

野菜や果樹の登録剤が少なく、ドローンが使えないわ



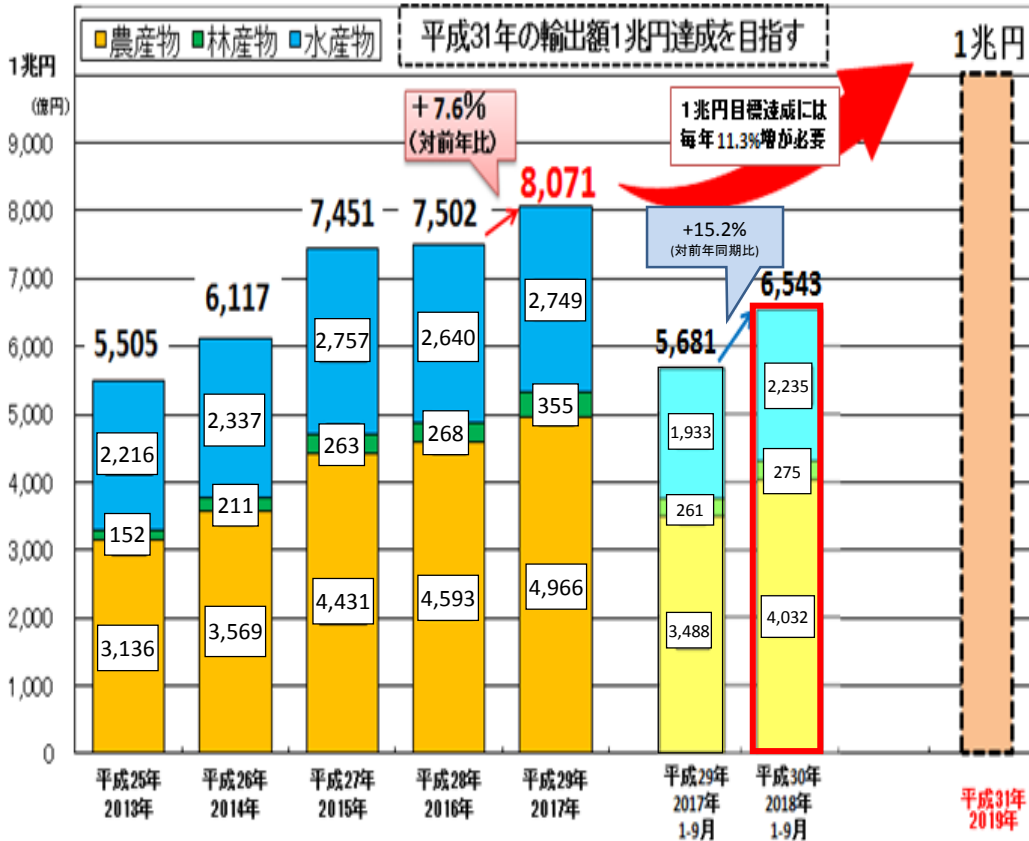
推進体制の整備

- 航空法上の申請に伴う機体や操縦者の確認を、国土交通省での手続きに一元化。(※)
- 民間における技術革新やニーズをくみ取るための官民協議会を設置するとともに、ドローンの普及を総合的に推進するための計画を策定。

➡ 2018年度中 (※は2019年上期まで) に所要の措置を実施。

5 農林水産業の輸出力の強化

- 我が国の農林水産物・食品の輸出額は平成25年から5年連続で増加、平成29年は8,071億円。
- 平成31年の輸出額1兆円目標の実現、その先の更なる輸出拡大に向けて取組を強化する必要。



財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

GFPについて(2018年8月～)

農林水産物・食品の更なる輸出拡大の取組を推進するため、輸出に取り組もうとする産地・事業者の登録を受け、それらの産地・事業者に対する情報提供・支援を強化していく取組。
 ※GFP (ジー・エフ・ピー) とは、Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略称。

取組状況

- **必要な人に必要な支援を届けるためのコミュニティの形成**
 - ・GFPサイトにおいて事業者の登録を受け(10.31時点で449事業者)、必要な情報を提供し、希望者に対する「輸出診断」を開始(10月～)。
 - ・全国9ヶ所で農林漁業者、関係機関等に対しブロック説明会を開催(10月～11月)。
 - ・今年度内にネットワークイベントを実施予定。
- **グローバル産地の形成支援**
 - ・31年度概算要求において、グローバル産地形成に必要な計画策定支援及び同計画に基づくソフト面・ハード面の各種支援事業を要求。
 - ・ブロック説明会でこの内容を周知。
- **365日輸出エキスポの実現**
 - ・経済産業省との合同チームを立ち上げ、ECサイトを活用した輸出支援を開始。
 - ・GFPに登録した輸出商社の商品リクエストを生産者に提供するマッチング等を開始。

農林水産業の輸出力の強化

品目名	平成29年 1-9月	平成30年 1-9月	対前年 同期比
牛肉	124億円	166億円	34%
りんご	48億円	69億円	43%
いちご	14億円	19億円	41%
米	23億円	26億円	14%
さば	162億円	244億円	51%
ホタテ貝	327億円	351億円	7%
かつお・まぐろ類	102億円	145億円	42%
ぶり	117億円	126億円	8%

<牛肉>

- サンキョーミート（鹿児島）は、香港、EU等各国の施設認定を取得し、幅広い地域に昨年約463トンを輸出



<いちご>

- 九州農産物通商(株)では、日本の各産地と連携し、現地の百貨店等で多品種を集めて販売するなど、約18トンを輸出



<米>

- 今年10月から、JAみやぎ登米が、単位JAでは国内最大となるひとめぼれ938トン香港、豪州、米国等へ輸出



<ぶり>

- 東町漁協（鹿児島）では、養殖ブリにおいては全国初のHACCP認証を受け、世界29ヶ国へ輸出。平成31年度までに年間50万尾の輸出を目指す

